

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 住宅省エネルギー性能証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネルギー性能証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が実施する一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネルギー性能証明業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金の額)

第2条 業務規程第18条に規定する住宅省エネルギー性能証明業務の料金（以下「料金」という。）は、別表1から別表4に掲げる額とする。

(料金の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、料金の額を減額することができる。

(再発行料金)

第4条 住宅省エネルギー性能証明書の再発行を行う場合の料金は、3,300円（税込）とする。

(料金の支払方法等)

第5条 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネルギー性能証明業務約款の規定による。

2 前項に定める銀行振込に係る振込料金は、申請者の負担とする。

(料金の加算)

第6条 別表5に定める区域において現地での現場審査を実施する場合には、同表の額を料金に加算する。

(附則)

この規程は、令和5年1月5日より施行する。

この規程は、令和5年7月24日より施行する。

この規程は、令和6年4月5日より施行する。

別表 1.一戸建ての住宅

単位：円（税込）

| 区分 | 料金(1件につき) | 料金内訳 | |
|--------------------------------|------------------------|--------|----------------|
| | 図面審査・現場審査・証明書発行の 合計 | 図面審査 | 現場審査・ 証明書発行 |
| 現地での 現場審査(2回) を受ける住宅 | 88,000 | 44,000 | 44,000 |
| 工事監理報告書 を提出する住宅 | 55,000 | 44,000 | 11,000 |

※1 併用住宅の住宅部分も同額になります。

別表 2-1. 一戸建ての住宅 併願申請

(当協会が発行した断熱等性能等級・一次エネルギー消費量等級基準を証する評価書等を活用する場合)

単位：円（税込）

| 活用する評価書等の 基準 | 区分 | 料金 (1件につき) | 料金内訳 | |
|--|--|------------------------|--------|----------------|
| | | 図面審査・現場審査・証明書発行の 合計 | 図面審査 | 現場審査・ 証明書発行 |
| 併願 A 断熱等性能等級または一次エネルギー消費量等級基準の いずれかの基準を満たす ことを証するもの | 現地での 現場審査(2回) を受ける住宅 | 66,000 | 22,000 | 44,000 |
| | 工事監理報告書 を提出する住宅 | 33,000 | 22,000 | 11,000 |
| 併願 B 断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級基準の 双方の基準を満たす ことを証するもの | 現地での 現場審査(2回) を受ける住宅 | 49,500 | 5,500 | 44,000 |
| | 工事監理報告書 を提出する住宅 | 16,500 | 5,500 | 11,000 |
| | 住宅性能証明書、 工事監理報告書 を提出する住宅 ※2 | 5,500 | - | 5,500 |

※2 住宅性能証明申請の現場審査適合通知書が発行されているものに限る

別表 2-2. 併願申請に活用できる評価書等

| | |
|---|--|
| 併願 A 、 併願 B に活用できる評価書等 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計住宅性能評価書 ・建設住宅性能評価書 ・BELS 評価書 ・住宅性能証明書 ・フラット 35S 適合証明書、設計検査通知書 ・こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 ・性能向上計画認定 ・長期優良住宅技術的審査適合証 |
|---|--|

別表 3. 変更申請

単位：円（税込）

| 区 分 | 料金(1件につき) |
|----------|-----------|
| 変更図面審査申請 | 22,000 |

別表 4. 共同住宅等

| 区 分 | 料金 |
|---------------|------------------|
| 併用住宅 ※1 | 住宅部分に別表 1 の料金を適用 |
| 共同住宅等（併用住宅以外） | 別途協議 |

※3 併用住宅とは、住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅

別表 5. 区域により現場審査料金に加算する額

単位：円（税込）

| 現場審査料金に加算する区域 | 加算する額 |
|--|---------------------------|
| 相模原市緑区、南足柄市、足柄上郡山北町、 足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町、愛甲郡清川村 | 現地での現場審査 1 回につき 11,000 |
| 相模原市(緑区を除く)、小田原市、秦野市、伊勢原市、 中郡大磯町、二宮町、足柄上郡中井町、大井町、 松田町、開成町、愛甲郡愛川町 | 現地での現場審査 1 回につき 1,100 |